不動産登記の申請時には固定資産税・都市計画税 課税明細書をご利用ください。

東京23区は
固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、
評価証明（有料）の添付は**原則不要**※です。

※「注意事項」をご参照ください。

所有権移転にかかる不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、固定資産の価格を記載する必要があります。その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と同時期にお送りする課税明細書でご確認いただけます。

令和　　年度固定資産税・都市計画税課税明細書

本年度課税された、1月1日現在あなたが所有している固定資産（土地・家屋）の明細をお知らせします。記載内容等については、同封のチラシをご覧ください。

見本

土地の所在	登記地目 / 現況地目	登記地積 / 現況地積	価格	固定前年度課標等	都計前年度課標等	負担水準（%）	小規模住宅 / 一般住宅	固定小規模課標 / 固定一般住宅課標	都計小規模課標 / 都計一般住宅課標	小規模軽減額（都） / 減額税額（固・都）
	未課税地目	未課税地積	固定本則課税標準額	固定前年度課税（相当）額	都市計画税（相当）額		非住宅地積	固定 / 都計	固定非住宅課標	都計非住宅課標 / 減免税額（固・都）

家屋の所在	区分家屋 / 物件番号	家屋番号	種類・用途 / 構造 / 建築年次	地上 / 地下	登記床面積 / 現況床面積	価格	固定課税標準額 / 都計課税標準額	固定資産税（相当）額 / 都市計画税（相当）額	減額税額（固・都） / 減免税額（固・都）	摘要

都税事務所　納税通知書番号　CD

※納税通知書（1枚目）の課税標準額及び税額は端数処理をしていますので、この明細書の合計と一致しない場合があります。
※備考欄に「共用土地」と印字されている場合は、マンション等の敷地が分割課税されている資産であることを表し、区分家屋欄に数字が印字されている場合は、マンション等の区分所有家屋が分割課税されている場合を表しています。
この場合の価格は、マンション等の敷地一筆全体、または家屋一棟全体の価格を印字していますが、課税標準額及び相当税額等は、持分割合等によりあん分した額を表示しています。

：一筆(一棟)全体の価格
：(区分所有家屋の場合)各戸の価格

注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年６月にお送りしています。
  納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- ４・５月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問合せください。

お問合せ先

- **固定資産税に関すること…資産が所在する区にある都税事務所**
- **登記申請に関すること　…東京法務局　登記電話案内室　03-5318-0261**

都税事務所一覧